

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」により、常時101人以上の労働者を雇用する事業者は、一般事業主行動計画を策定し、労働局長に届出を行うことが義務づけられている。

1. 計画期間

令和7年3月1日～令和12年2月28日

2. 内 容

目標1

育児・介護休暇を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境の整備として、制度の周知を図る。

対策

- ・院内会議等を利用し、各部署の責任者に制度の説明を行い理解を深める。
- ・新採用職員のオリエンテーションにて就業規則の説明に加えて、育児・介護休暇制度や院内保育施設について説明を行う。

目標2

将来を担う子供たちの職場見学を受け入れる。

対策

- ・保護者である職員の働いているところを見学。(希望者に対応)
- ・近隣の学校等より見学の職場見学等の申入れがあれば受け入れる。

目標3

育児休業後の復帰支援

対策

- ・本人の希望によりパート職での復帰にも柔軟に対応する。
- ・院内保育施設の運営。

以 上